

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 2 月 28 日

東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(26) 名称：国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業

内容：血液由来特定研究用具への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 3 に規定する国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業）

Axcelead Drug Discovery Partners 株式会社（神奈川県藤沢市）が、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、業として、血液を使用してヒト体細胞加工研究用具を製造する。【令和 2 年 4 月を目途に実施】